

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号・平成●●年（〇〇）第●●号

各贈与税決定通知更正処分等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成20年4月22日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項（上告の理由）所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、同第●●号～同第●●号、平成19年2月9日判決、本資料257号－21・順号10630）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年12月19日判決、本資料257号－242・順号10851）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

- 1 上告について

【決定】

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年4月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 近藤 崇晴

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平
裁判官 田原 睦夫

当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上告人兼申立人	丁
上告人兼申立人	戊
上記 5 名訴訟代理人弁護士	藤森 克美
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人	小茄子川 栄治